

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2023 年 10 月 1 日

株式会社メイテックグループホールディングス

株式会社メイテック

2023年10月1日

神奈川県厚木市森の里青山15番1号
株式会社メイテックグループホールディングス
代表取締役社長 國分 秀世

神奈川県厚木市森の里青山15番1号
株式会社メイテック
代表取締役社長 國分 秀世

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社メイテックグループホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社メイテック（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年5月11日付で締結した吸収分割契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社が吸収分割契約に定める事業について有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
本吸収分割は、2023年10月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 株主の差止請求に係る手続の経過
本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過
吸収分割会社は、会社法第785条第3項、第4項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2023年9月7日付で吸収分割会社の株主に対し、電子公告を行いました。会社法第785条第1項の規定に基づいて株式買取請求を行った株主はいませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配株主であることから、会社法 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 8 月 29 日付の官報により、債権者に対して異議申述公告を行いました。なお、吸収分割承継会社には、知れている債権者は存在しないため、吸収分割承継会社は、知れている債権者に対する格別の催告を行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社が営む一切の事業（但し、吸収分割会社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除きます。）に関して吸収分割会社が有する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日

2023 年 10 月 2 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上